

## 地域密着型サービスについて

## 1 平成 28 年度整備地域密着型サービス事業者の応募状況について

## (1) 日常生活圏域別整備の概要と応募状況について

事業種類	日常生活圏域	整備予定数	応募事業者数
小規模多機能型居宅介護 又は看護小規模多機能型居宅 介護	坂下地区 高蔵寺東部地区 高蔵寺西部地区	2ヶ所	1事業者
	中央地区 北部地区	1ヶ所	0
	南部地区 西部地区	1ヶ所	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	坂下地区 高蔵寺東部地区 高蔵寺西部地区	1ヶ所	3事業者
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	南部地区 西部地区	1ヶ所	1事業者

## (2) 事業者選定までの予定について

平成 27 年 10 月 21 日 (水) に春日井市地域密着型サービス施設整備事業者等審査委員会を開き、事業者を選定します。また、結果については、11 月中旬に各応募事業者に通知するとともに、春日井市ホームページにて掲載します。

## 2 地域密着型サービス事業者の更新について

更新 指定日	事業区分	申請者	事業所名称	所在地	日常生活圏域
H27. 10. 1	小規模多機能 型居宅介護	株式会社 ニチイ学館	ニチイケア センター 八田	春日井市八田町 4-10-10	南部 地区
H27. 10. 1	小規模多機能 型居宅介護	株式会社 ニチイ学館	ニチイケア センター 名古屋北	名古屋市北区 苗田町 38 番地	

介護保険法第 78 条の 12、第 115 条の 21 より、指定の更新については、平成 18 年 4 月の介護保険法改正により、介護サービスの質を確保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して、適切なサービス提供を行うことができるかなどを定期的に確認する必要があるとして、指定の更新制が導入され、事業者は、6 年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力を失う。